



2025 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 日華化学株式会社
 代表者名 代表取締役社長 江守 康昌
 (コード：4463 東証スタンダード・名証プレミア)
 問合せ先 取締役執行役員 管理部門長
 澤崎 祥也
 (TEL. 0776-24-0213)

業績連動型株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 11 月 18 日（予定）
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 98,600 株 （うち役員向け株式報酬制度 63,100 株、従業員向け株式報酬制度 35,500 株）
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,465 円
(4) 処 分 総 額	144,449,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社取締役（社外取締役を含みます。以下も同様です。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」といい、役員向け株式報酬制度導入のために設定された信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）及び当社従業員（当社執行役員及び一定の要件を満たす従業員。以下も同様です。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「従業員向け株式報酬制度」といい、「役員向け株式報酬制度」と合わせて「本制度」と総称します。また、従業員向け株式報酬制度導入のために設定された信託を「従業員向け株式交付信託」といい、「役員向け株式交付信託」と合わせて「本信託」と総称します。）を継続することとしました。

本制度の概要につきましては、2022 年 2 月 10 日付「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会

社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式給付規程に基づき、役員向け株式報酬制度については、信託期間中の取締役の役位、構成推移及び業績目標の達成度等を勘案のうえ、また、従業員向け株式報酬制度については、信託期間中の従業員の役職、構成推移及び業績目標の達成度等を勘案のうえ、取締役及び従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年6月末日現在の発行済株式総数 17,710,000 株に対し、0.56%（2025年6月末日現在の総議決権個数 161,818 個に対する割合 0.61%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は当社取締役及び従業員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

役員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2016年8月29日
信託の期間 (継続後)	2016年8月29日～2028年6月末日（予定）
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2016年8月29日
信託の期間 (継続後)	2016年8月29日～2028年6月末日（予定）
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025年10月30日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である 1,465 円といたしました。取締役

役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以 上